

経営比較分析表（令和6年度決算）

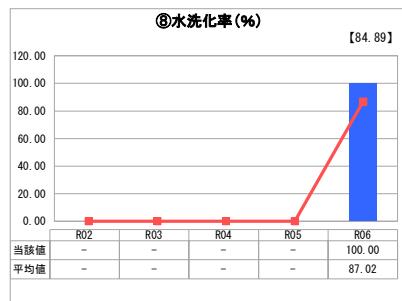
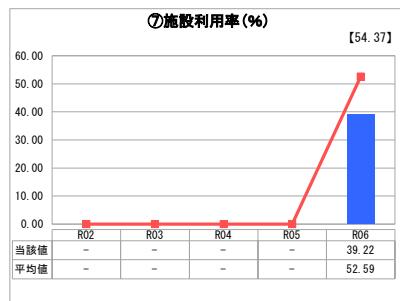
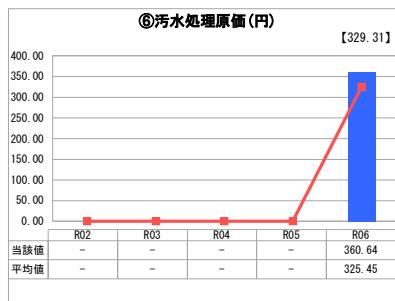
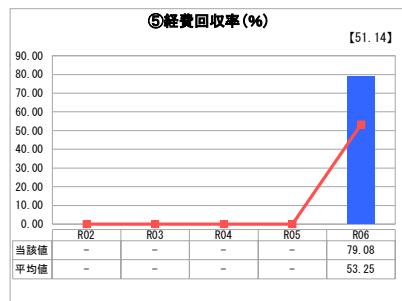
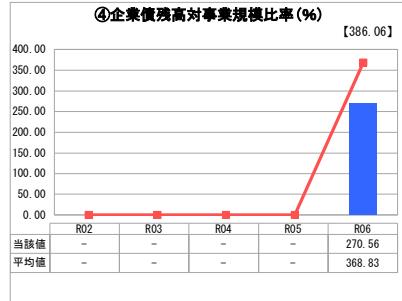
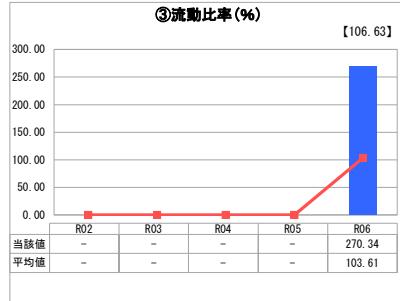
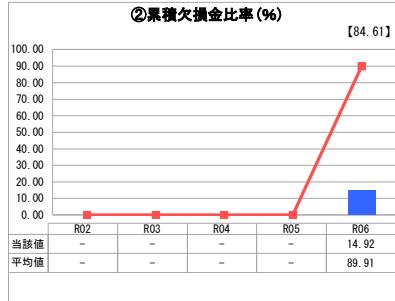
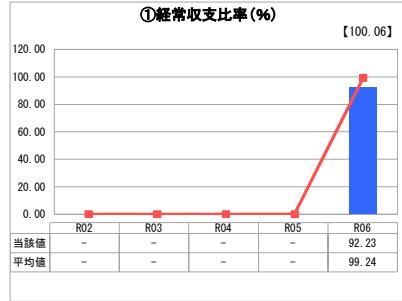
群馬県 東吾妻町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	73.27	39.00	100.00	3,767

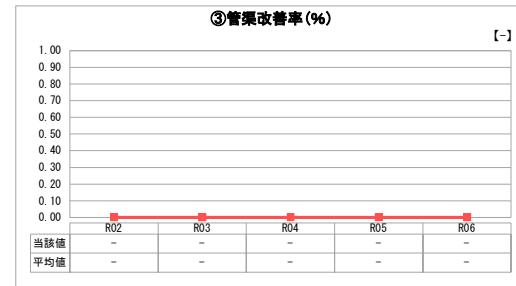
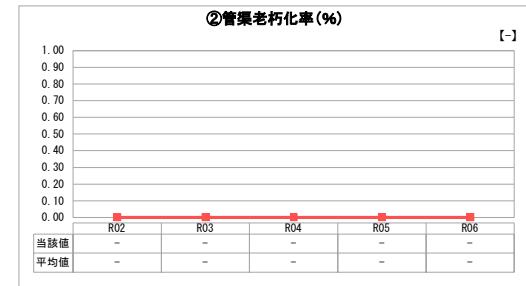
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
12,061	253.91	47.50
處理区域内人口(人)	處理区域面積(km ²)	處理区域内人口密度(人/km ²)
4,652	0.64	7,268.75

グラフ例
■ 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
□ 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 本町の特定地域生活排水処理事業は公共浄化槽等整備推進事業（旧浄化槽市町村整備推進事業）によって実施しているため、町がその維持管理費を支出している。人口減少と高齢化の影響もあり新規設置基数も減少傾向にあるため営業費用の縮減を進めながら抜本的な経営改善が急に必要である。

② 上記のとおり本町の特定地域生活排水処理事業は公共浄化槽等整備推進事業（旧浄化槽市町村整備推進事業）によって実施しており、修繕料を含む全ての維持管理費が町が支出しているため段階的な使用料改定も経営改善の必要条件となる。

③ 流動負債では企業債が47.95%を占めており、当該企業債減と使用料改定による流動資産増加を一体的の取組としなければならない。

④ 企業債残高対事業規模比率270.56%は全国平均値及び類似団体平均値を下回っているが、今後も企業債起債を抑制しながらより一層改善に努める。

⑤ ⑥ 経費回収率79.08%は全国平均値及び類似団体平均値を上回っているが現行使用料を超過していない。汚水処理原価360.64円/m³に対し使用料単価は28.5円/m³となり汚水処理原価が使用料単価を大きく上回っているため、適正額への料金改定と汚水処理費用削減が必要となる。

⑦ 人口減少と高齢化が進行する過疎地域においては大幅な設置基数増加を見込むことは現実的に困難であるため、将来的には現行の特定地域生活排水処理事業のあり方を再構築することを検討していくことも想定される。

⑧引き続き広報・啓発を継続する。

2. 老朽化の状況について

本町の特定地域生活排水処理事業は平成9年に供用が開始され、耐用年数を超過している施設も無く堅実に老朽化対策に着手しなければならない状況ではないが、経年劣化に伴う修繕費が増加傾向にあるため、適正な維持管理を継続し老朽化に対応していく必要がある。

長寿命化計画事業の推進やウォーターパートナーシップレベル3.5への移行などにより、今後の維持管理業務をより計画的・段階的に進めながらも、公営企業として経営改善に取り組まなければならない大きな課題も顕在化している。

全体総括

令和6年度から法適用となったことで、特定地域生活排水処理の経営改善が急務であることがより明確になった。

公共浄化槽等整備推進事業を継続しながら維持管理費と新たな企業債起債の抑制に更に努める一方で、現行使用料では汚水処理費を貯えていない現状から段階的な使用料改定が経営改善のために必要となる。

人口減少と高齢化の進行により大幅な設置基数増加を見込むことは現実的に困難であるため、現行の特定地域生活排水処理事業のあり方を再構築することも将来的には必要となる場合も想定しておかねばならない。